

計算書類に関する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続事業の前提に疑義を抱かせる事象等はない。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

- ・ 車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
- ・ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 退職給与規定に基づき、（独）福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しているため、引当金の計上はしていない。
- ・ 賞与引当金 職員の期末勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため当期末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5. 事業所の名称並びに拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人の事業区分は、社会福祉事業区分のみとなっているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
拠点区分は単一となっているため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 潮香園拠点（社会福祉事業）
 - ・ 「法人本部」
 - ・ 「養護老人ホーム潮香園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000			10,000,000
合計	10,000,000			10,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

8. 担保に供している資産

該当事項なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	19,441,287	15,615,788	3,825,499
器具及び備品	13,161,389	8,673,069	4,488,320
合計	32,602,676	24,288,857	8,313,819

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	477,808	0	477,808
合計	477,808	0	477,808

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

13. 重要な偶発債務

該当事項なし

14. 重要な後発事象

該当事項なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当事項なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし